

東金市市制施行70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「東金市市制施行70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク」(以下「記念キャッチフレーズ・ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 記念キャッチフレーズ・ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、東金市市制施行70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用申請書(別記第1号様式)に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

(1) 市又は市役所内に事務局を置く団体が使用するとき。

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設又はこれらの関係団体が使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(4) 個人が収益、不特定多数への頒布又は公表を目的とせず、自分自身や家族など限られた範囲で使用するとき。

(5) その他市長が特に必要と認めるとき。

(使用の承認)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、記念キャッチフレーズ・ロゴマークの使用を承認するものとする。

(1) 市の信用若しくは品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(2) 市マスコットキャラクター「とっちー」のイメージを損なう、又は損なうおそれのあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に規定する暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者が使用しようとするとき。

- (6) 別に定める「東金市市制施行70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
 - (7) 東金市市制施行70周年記念事業を推進するうえで、支障が生ずるおそれのあるとき。
 - (8) その他市長が不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により、使用を承認したときは、東金市市制施行70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用承認通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。
 - 4 市長は、使用の承認をしないときは、東金市市制施行70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用の期間）

第4条 記念キャッチフレーズ・ロゴマークの使用の期間は、使用を承認した日から令和7年3月31日までを限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用上の遵守事項）

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を得た用途にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 記念キャッチフレーズ・ロゴマークを使用し、商標法による商標登録、意匠法（昭和34年法律125号）による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録をし、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (4) ガイドラインに基づき正しく使用すること。
- (5) 記念キャッチフレーズ・ロゴマークを使用して作成した最終成果物の見本を市長に提出することとし、提出が困難と認められるものについては、そのデータをもって代えることができる。ただし、第2条第3項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (6) 原則として、最終成果物には「東金市市制施行70周年記念」の表記及び第3条第2項に規定する使用承認通知書に記載の使用承認番号の表記を行うこと。
- (7) 事故、知的財産権の侵害等、記念キャッチフレーズ・ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう事前調査を含め、使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他各種法令を遵守すること。

(使用の承認の取消し)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による使用の承認の取消しをしたときは、その理由を明記した書面をもって使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、前項の通知があった日以降、当該使用の承認を受けて作成した最終成果物をいかなる場合であっても使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。

4 承認取消者は、市長から最終成果物の回収の指示があったときは、当該承認取消者の負担でこれを行わなければならない。

5 使用の承認の取消しにより生じた損失等について、市は、一切の責任を負わないものとする。

6 前各項の規定は、第2条第3項の規定により申請書の提出を省略することができる認められた者について準用する。

(使用料)

第7条 記念キャッチフレーズ・ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用に起因する問題)

第8条 使用者は、記念キャッチフレーズ・ロゴマークの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、記念キャッチフレーズ・ロゴマークの使用に起因する問題により故意又は過失を問わず市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者が、記念キャッチフレーズ・ロゴマークの使用により第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償等を求められた場合においても、市は、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月16日から施行する。